

下関市建設関係功労者表彰推薦基準

総括的事項

- ・建設部所管の施設を保全・管理する活動によって、環境美化に功績のあった者を表彰する。
- ・公共工事に関して活動するものは対象外とする。
- ・推薦基準は令和4年4月1日以降適用とする。

表彰の対象	対象者及び推薦基準
施設の清掃、除草又は剪定活動	<ul style="list-style-type: none"> ・市が管理する道路施設及び河川施設の一定範囲の清掃、除草又は剪定作業を、年2回以上行なった者 ・年間を通して広範囲のごみ拾いを行った者 ・私有地などから市道上（市管理施設等）に張り出している竹木等の伐採・剪定は対象外 ・上記の項目を総合的観点から判断し、環境美化に功績のあった者とします。 <p>例）道路施設及び河川施設の草刈りをそれぞれ年1回、合計1,000㎡行った団体</p> <p>例）道路附属施設（カーブミラー等）の清掃を年4回、合計160箇所行った団体</p> <p>例）年間を通し月に4回程度、自宅周辺道路のごみ拾いを行った個人</p>
施設の補修等	<ul style="list-style-type: none"> ・年2回以上の施設の一定範囲及び箇所数の補修作業を行った者 ・補修作業については事前に道路河川管理課が承諾したもの ・上記の項目を総合的観点から判断し、環境美化に功績のあった者とします。 <p>例）道路舗装の打ち換えを年2回、合計60㎡行った団体</p> <p>例）道路舗装の陥没等補修を年5回、合計50箇所行った団体</p>
寄付・寄贈	<ul style="list-style-type: none"> ・30万円以上／年間の寄付・寄贈 <p>例）カーブミラー設置 1箇所、手摺り設置 20m</p>
その他市長が特に認めるもの	<p>例）一定範囲の花壇に花苗の植付け（※事前に道路河川管理課の承諾を得ているもの）</p>

欠格事項	対象者及び判断基準
<p>その他表彰することが不相当と認められるとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者 ・暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人